

令和8年度 上関町地域ビジョン策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、「上関町プロポーザル方式実施要綱」（以下「要綱」という。）第5条に基づき「上関町地域ビジョン策定支援業務」（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 上関町地域ビジョン策定支援業務

(2) 業務内容

別添「上関町地域ビジョン策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、本業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務に要する費用（提案上限額）

金8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。※税率10%）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3. 担当部署

上関町企画財政課

〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地

電話 0820-62-0316

FAX 0820-62-1600

メールアドレス kikaku@town.kaminoseki.lg.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 上関町の入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を、参加申込書の提出の日から契約締結日までのいずれの日においても受けていないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が

- 著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 上関町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること（令和7・8年度）。
- (6) 町税、市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (7) 過去10年間に官庁、地方公共団体との契約により、本業務の内容と同一、同種又は類似の業務を受注し、かつ履行を完了した実績を有していること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (9) 役員等が、暴力団及びその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程	備考
①実施要領等公告及び質問書受付開始	令和8年5月25日(月)	
②質問書受付期限	令和8年6月2日(火)	17時必着
③質問の回答	令和8年6月3日(水)	上関町ホームページにて公開
④参加申込提出期限	令和8年6月5日(金)	17時必着
⑤参加資格審査結果通知	令和8年6月9日(火)	電子メールにて通知
⑤企画提案書等の受付期間	令和8年6月10日(水)～ 令和8年6月22日(月)	最終日の17時必着
⑥一次審査(書類審査)及び結果通知	令和8年6月25日(木)	電子メールにて通知
⑦二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年6月30日(火)	
⑧審査結果の通知	令和8年7月3日(金) 予定	
⑨契約締結	令和8年7月8日(水) 予定	

※スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。

6. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

①公告日

令和8年5月25日（月）

②公告方法

上関町公式ホームページ

③関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の上関町ホームページからダウンロードすること。また、企画財政課でも配付する。

<https://www.town.kaminoseki.lg.jp>

(2) 参加申込書の提出

①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領に基づき、次のとおり必要書類を提出すること。

提出書類	様式等
1.公募型プロポーザル参加申込書	様式第1号
2.会社概要書（企業パンフレット可）	任意様式
3.本要領3（7）に示した業務実績概要	様式第4号
4.本要領3（7）に示した業務契約書の鏡の写し	-
5.直近年度の町・県税※及び国税の納税証明書（コピー可） ※契約等に関する権限を委託された事業所所在地のもの	-

②提出期限

令和8年5月25日（月）から令和8年6月5日（金）17時必着

③提出部数

各1部とする

④提出場所

上関町企画財政課 〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地

⑤提出方法

郵送又は持参

⑥参加資格通知書

応募者に対し、令和8年6月9日（火）に電子メールにて通知する。

(3) 参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。

（提出期限：令和8年6月22日（月）17時必着）

提出先及び提出方法は、参加申込書と同じ。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問書（様式第7号）によるものとし、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月2日（火）17時必着
（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出先メールアドレス

企画財政課 E-mail : kikaku@town.kaminoseki.lg.jp

(4) 回答方法

電子メールにより随時回答し、重要と思われる質問の回答については、令和8年6月3日（水）に本町ホームページで公開する。

8. 企画提案書等の作成及び提出

公募型プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。なお、提出は、1者につき1提案に限る。

(1) 提出書類と部数

提出書類	様式等
1.企画提案書	様式第2号
2.企画提案書（本編）	
3.見積書	様式第3号
4.上記見積書の内訳書	任意様式
5.実績調書※	様式第4号
6.予定技術者の経歴及び業務実績	様式第5.6号

※6（2）3で提出したものと同一でよい。

(2) 提出期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月22日（月）17時必着
（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出部数

1.に関しては1部、2.から6.までを正本1部、副本10部とする。

(4) 提出場所

上関町企画財政課 〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 参加辞退

二次審査を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。

（提出期限：令和8年6月29日（月）17時必着）

提出先及び提出方法は、参加申込書と同じ。

(5) 留意事項

（ア）企画提案書の様式、縦横の向き及びページ数は任意とするが、用紙サイズはA4判とす

ること。A3判の折込みは可とする。副本には、企画提案者を特定できる企業ロゴや、ブランド名等を記載しないこと。

また、仕様書に示す要求事項にとらわれることなく、提案者の知識及び経験を活用し、留意事項や課題等を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。

(イ) 企画提案書は、実施方針、実施体制及びスケジュールを分かりやすく明記し、専門知識を有しない者にも容易に理解できるよう、できる限り平易な表現を用いること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈を付すこと。

(ウ) 配置予定の管理責任者及び担当者については、実施体制に氏名、所属及び担当業務を記載すること。なお、担当者は、その分担する業務内容等に応じて複数配置することを妨げない。複数の担当者を配置する場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当者を1名選任し、担当業務欄に「(主)」と記載すること。

(エ) 見積内訳書には単価、人員、人日等の積算内訳が分かるよう詳細を記載すること。

9. 審査の方法等

(1) 一次審査（書類審査）

「【別表】公募型プロポーザル評価基準書」に基づき、提出された書類について、参加者名が特定されないように配慮した上で書類審査を行い、上位3者を一次審査通過者として選定する。

① 実施日 令和8年6月25日（木）

② 結果通知日 令和8年6月25日（木）

③ 審査方法

一次審査は、審査委員が「【別表】公募型プロポーザル評価基準書」に基づき採点を行い、その結果により決定する。参加者のうち、審査委員から最も多く1位の順位を付された者から順位付けを行い、上位3者を一次審査合格者とする。同順位があり、3者を上回る場合は、同順位の者のうち、2位の順位を最も多く付された参加者を上位として扱う。2位も同数の場合は、同様に3位の数により比較し、以下同様とする。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数が最も多い参加者を上位として扱う。

④ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知書を送付するほか、一次審査合格者のみ通知書内に二次審査参加依頼を併せて連絡する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

「8 企画提案書等の作成及び提出」に記載された事前提出資料を基に、参加者名が特定されないよう配慮した上で、プレゼンテーション審査を行う。

① 実施日 令和8年6月30日（火）（予定）

② 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知書と併せて連絡することとする。

③ 実施時間 1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

④ 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は、必ず出席すること。

⑤ 審査方法

(ア) 実施順は、企画提案書の受付順とする。

(イ) 審査委員が「【別表】公募型プロポーザル評価基準書」に基づき採点を行い、その結果により決定する。二次審査参加者のうち、審査委員が一次審査及び二次審査の合計得点が最も高い者から順位を付け、最も多く1位の順位を付された参加者を受託候補者とする。1位が同数の場合は、それらの者のうち、2位の順位を最も多く付された参加者を受託候補者とする。2位も同数の場合は、同様に3位の数により比較し、さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者とする。

ただし、審査においては、「【別表】公募型プロポーザル評価基準書」における配点の合計値の6割(60点)を最低基準点とし、各審査委員の採点結果を合計した点数の平均が最低基準点に満たない参加者は、受託候補者の選定対象としない。

(ウ) 審査結果は、全ての参加者に通知する。

(エ) 参加者が1者になった場合であっても、評価を行う。

(オ) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

⑥ 結果の公表

令和8年7月3日(金)までに、二次審査に参加した全ての参加者へ審査結果を通知するとともに、後日、上関町ホームページにおいて結果を公表する。

なお、選定内容の詳細に関する問い合わせには応じないものとする。

⑦ 留意事項

(ア) 当日の出席者確認のため、所属先を確認できる書類等を持参すること。

(イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案及び追加資料の配布は認めない。ただし、提出済み資料の内容を補足するために、パソコン、プロジェクター及びスクリーン等を使用して説明を行うことは認める。なお、当日使用するマイク、プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。

(ウ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名が特定されないよう配慮した上で実施するため、自己紹介は行わないこと。また、スクリーンには、参加者名又は他参加者を特定できる情報を表示しないこと。なお、前項(イ)の説明資料等についても同様とする。

10. 契約に関する事項

優先交渉権者決定後は、提案内容に基づき協議を行い、協議が整った場合は、正式決定後、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、下記のいずれかに該当し、その法人と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- ①優先交渉権者が、本要領「4. 参加資格」の要件に該当しないこととなったとき。
- ②優先交渉権者が、特定後に本要領「11. 失格事項」の②又は⑤に該当して失格となったとき。
- ③優先交渉権者から見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- ④優先交渉権者が本事業の契約を辞退したとき。
- ⑤その他の理由により契約の締結が不可能になったとき。

11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①「8. 企画提案書等の作成及び提出」に定める提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積額が提案上限額を超えている場合
- ④プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑤その他本要領の定めにした場合

12. その他

- (1) 参加に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達又は遅配により提出者に不利益が生じた場合であっても、本町はその責任を負わない。
- (3) 提出した企画提案書等は、提出期限までであれば、記載内容の追加又は変更を行うことができる。ただし、追加又は変更を行う場合は、提出済み書類を一旦持ち帰り、提出期限までに修正後の書類を改めて提出すること。
- (4) 提出期限後は、参加表明書及び企画提案書等の追加又は変更は認めない。
- (5) 参加申込書、企画提案書等その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、その行為を行った者に対し、上関町の入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を行うことがある。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書等は提出者に無断で本プロポーザル以外の目的には使用しない。また、公表しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。また、情報公開請求があった場合、上関町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (8) 審査内容は非公開とし、審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。
- (9) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (10) 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位又は本町が認めた単位に限るものとする。
- (11) 各様式の記載欄の大きさ等については、記載量に応じて適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。
- (12) 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
- (13) 本町からの疑義照会及び追加資料については、提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本町から企画提案書等の内容についての疑義照会又は追加資料の提出を求めることができる。
- (14) 本業務においては、委託者の情報資産の安全性を確保するものとし、特に個人情報の漏えい防止について細心の注意を払うこと。また、企業として十分なセキュリティ管理体制が確

立されていることを証明するため、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する公的資格であるISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）及びJISQ15001（プライバシーマーク）の認証を取得していること（過去に取得実績を有する場合を含む。）。さらに、情報保護に関する国家資格保有者（情報セキュリティスペシャリスト、情報セキュリティマネジメント等）を業務執行体制内に配置すること。

【別表】

公募型プロポーザル評価基準書

【業務名 令和8年度 上関町地域ビジョン策定支援業務】

	区分	評価内容	配点
一次 審査	業務実績	同一、同種又は類似の業務実績及び成果を有しているか。	10点
	実施方針	業務目的及び地域の課題を理解しているか。	20点
	実施体制	業務遂行のための適切な人員配置がなされているか。また、配置される技術者は業務遂行に必要な実績を有しているか。	
	スケジュール	実現可能なスケジュールが組まれているか。また、妥当性はあるか。	10点
	価格	見積書（見積価格）は上限額を超えていないか。	5点
二次 審査	提案内容	調査分析手法等が定量的かつ具体的に記されているか。	25点
	提案内容の実現性	本町の地域特性や課題を十分に踏まえて、具体的で実効性のある提案がなされているか。	
	独自の提案	業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案があるか。	15点
	プレゼンテーション	提案内容の説明等が、わかりやすかったか。また、本業務に対する取組姿勢が意欲的か	15点
	質疑応答	質問に対しての柔軟性や理解力は問題ないか。	
合 計			100点